

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域自立支援協議会を通じて

地域自立支援協議会は、障がい者の生活を支えるために、相談支援事業をはじめとしたシステムづくりに関し中核的な役割を果たすとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場であり、障がい当事者や家族、市民代表者、医療機関、福祉事業者、学識経験者、行政職員などにより構成されています。令和2年度現在、自立支援協議会には協議会本会のほかに、専門部会としての相談支援部会、当事者・家族部会、児童部会の3つの部会と事業所連絡会、委託相談連絡会、計画相談連絡会の3つの連絡会、そして差別解消支援会議があります。部会の活動ではこれまで、計画の推進と具体化のために、事例検討、支援者のスキルアップ研修会の実施、防災学習会、障がい者児自らがスキルアップするための学習会、困難ケースなどの共有、地域課題解決のための協議等を行っています。

本計画の推進にあたっては、計画の理念である「障がいのある人もない人も ともに 支えあい 共生できるまちづくり」の実現に向け、「障がい者に関わることを障がい者抜きには決めない」ことを基本原則とし、地域自立支援協議会を通じて可能な限り情報共有を図りながら、計画の具体化に向けた協議を行うとともに、地域自立支援協議会を構成する部会等の取組により、障がい当事者の意向に沿った施策の展開を図っていきます。

(2) 当事者ニーズの把握

地域自立支援協議会では、障がい当事者団体をはじめ、相談支援事業者や福祉サービス事業者等が部会等を構成し、障がい当事者や家族の意向を適時に把握できる下地があります。

このため、地域自立支援協議会での取組を通じて、参加者相互が顔の見える関係をつくり、連帯と協調の中でニーズを掘り起こし、行政施策につなげる提案や民間事業者、NPO等へのサービス需要の情報提供、新しい公共の可能性を求める基礎データの提供等を行っていきます。

また、必要に応じてアンケート調査なども実施することにより、当事者ニーズの把握に努めます。

(3) 市民や関係機関との連携・協働

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、社会福祉協議会、事業者、行政機関等はもちろんのこと、障がい当事者も参画のもと、それぞれの役割に応じて力を発揮していくことが必要です。

このため、地域を構成するすべての人が、互いの信頼関係を深めるなかで、それぞれの特性に応じて役割を分担し、ともに施策の推進を図っていけるよう、地域自立支援協議会の取組を通じてネットワークづくりや情報共有を図ります。

(4) 国・県、近隣市町村との連携

本計画の内容は、法制度の趣旨や財源的事情などから、笛吹市単独で対応できないものも多数含まれます。

また、施策の規模や性質上、他の自治体と共同により実施した方が効率的、効果的な場合もあります。

このため、必要に応じて、国・県や近隣市町村と連携しながら事業展開を図っていきます。

(5) 庁内関係課との連携体制の強化

本計画の内容は、保健・医療、福祉、教育、生活環境などさまざまな関連分野を横断しているため、本計画の推進には、障害福祉主管課である福祉総務課（障害福祉担当）のみならず、庁内の関係各課が連携をはかり、全庁一丸となって取組みます。

また、障害者福祉という観点だけでなく、本計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり」の実現のためには、また障害者差別解消法という「合理的配慮」の観点からも、障がい者の意向やバリアフリーの考え方方が市役所内に共有されていなければなりません。

このため、障がい者の視点にたった本計画の総合的かつ効果的な推進を図るために、日頃から、福祉総務課を中心に庁内の関係各課相互の情報共有を図るとともに、事業の検討や具体化に際しては、重層的体制整備事業を見据え関係各課との連携、協力体制を確保します。

2 計画の検証と見直し

(1) 計画の点検・評価

本計画では、3項目の基本分野に応じて、あわせて16項目の基本目標を掲げています。

本計画を計画的かつ実行的に推進していくためには、計画の進捗状況や達成状況を当事者・家族目線、事業者・支援者目線、行政目線により検証することが必要です。

のことから、3年間を1期として、3年毎に検証を行い、その結果を地域自立支援協議会に報告し、客観的な点検と評価（第三者評価）を受けることにより、施策の進捗の確認と施策・事業の実施への反映を行う「P D C Aサイクル」による評価システムを構築します。

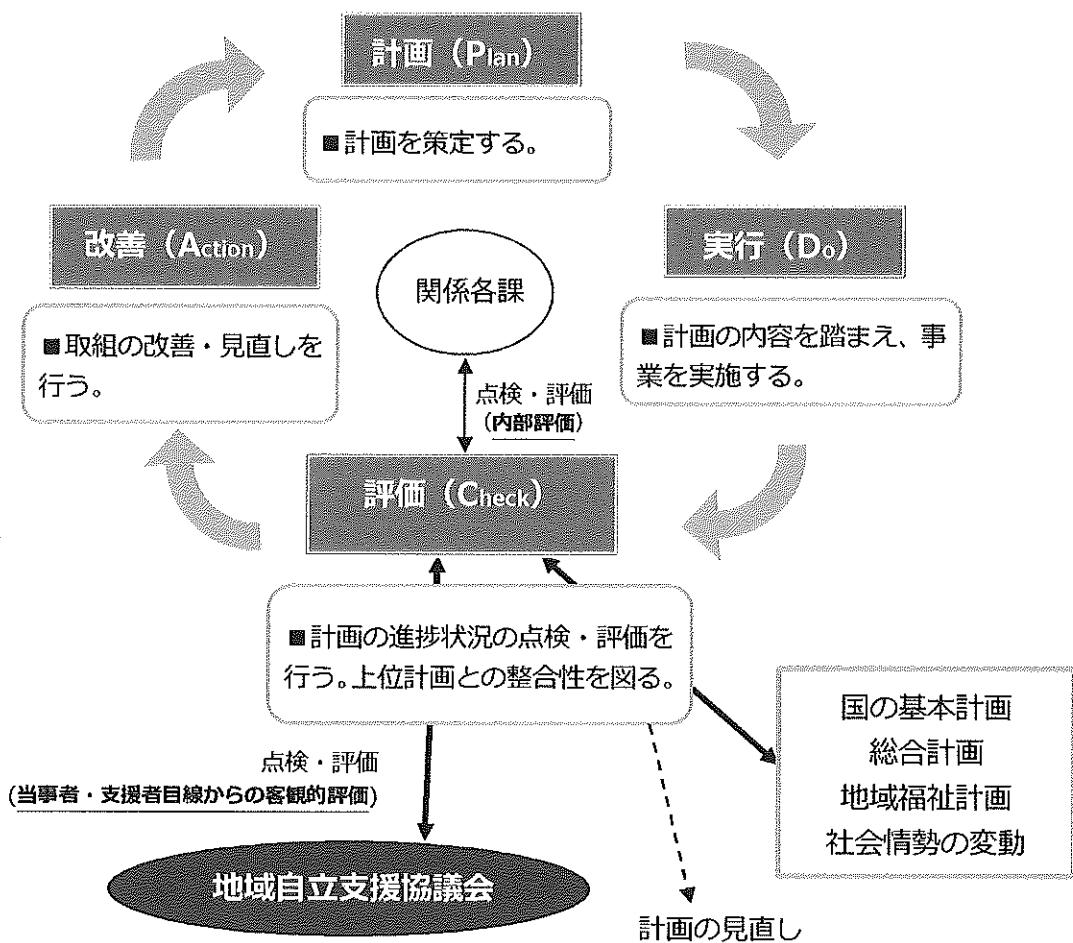
(2) 計画の見直し

「第4次障害者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間としています。

このため、計画期間における施策の進捗状況や新たな国の基本計画、障がい者をとりまく社会情勢の変動等を踏まえ、計画期間の最終年度（令和8年度）に、令和9年度から令和14年度までの6か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」を策定します。

ただし、P D C Aサイクルによる点検・評価等により計画の見直しが必要になった場合や国・県の動向、法整備等の状況等や笛吹市総合計画・笛吹市地域福祉計画も踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じて本計画の見直しができるものとします。

■障害者基本計画の推進におけるP D C Aサイクルのイメージ



3 障害福祉計画との一体的推進

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの数値目標などを示すものであり、本計画に基づく実施計画として位置づけられるものです。

このため、障害福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針の内容を踏まえるとともに、本計画における施策推進の考え方方に沿って計画づくりを進めます。

障害者基本計画は6か年、障害福祉計画は3か年の計画期間であるため、本計画の検証時期と福祉計画策定時期が同時期となるため、両計画相互の整合性を図りながら、計画の効果的な推進を図っていきます。

